

# 資料 8

## 未就学児等の交通安全緊急対策について

令和元(2019)年9月3日(火) 障害児通所支援事業者集団指導

栃木県保健福祉部障害福祉課

このページは空白です

府政共生 160 号  
府子本第 172 号  
府子本第 174 号  
元教参学第 9 号  
子少発 0618 第 1 号  
子保発 0618 第 1 号  
障障発 0618 第 1 号  
令和元年 6 月 18 日

各都道府県民生主管部（局）  
各都道府県私立学校主管課  
各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課  
附属幼稚園及び附属特別支援学校幼稚部を置く  
各国立大学法人担当課  
各都道府県・指定都市特別支援学校担当課  
各都道府県認定こども園主管課  
各都道府県保育担当部（局）  
各都道府県障害児担当部（局）  
各指定都市・中核市民生主管部（局）  
各指定都市・中核市保育担当部（局）  
各指定都市・中核市障害児担当部（局）

の長

内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付  
参事官（交通安全対策担当）  
（ 公 印 省 略 ）  
内閣府子ども・子育て本部  
参事官（子ども・子育て支援担当）  
（ 公 印 省 略 ）  
内閣府子ども・子育て本部  
参事官（認定こども園担当）  
（ 公 印 省 略 ）  
文部科学省総合教育政策局  
男女共同参画共生社会学習・安全課長  
（ 公 印 省 略 ）  
厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室長  
（ 公 印 省 略 ）  
厚生労働省子ども家庭局保育課長  
（ 公 印 省 略 ）  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長  
（ 公 印 省 略 ）

未就学児が日常的に集団で移動する経路の交通安全の確保の徹底について

本年5月、滋賀県大津市において、集団で歩道を通行中の園児らが死傷する痛ましい交通事故が発生しました。このように子供が犠牲となる交通事故を受け、関係閣僚会議が開催され、政府において、未就学児を中心とした子供が日常的に集団で移動する経路の安全確保方策を早急に取りまとめ、対策を講じることとし、本方策の一つとして、未就学児が日常的に集団で移動する経路の緊急安全点検を実施することとなりました。

ついては、別紙のとおり、「未就学児が日常的に集団で移動する経路の緊急安全点検等実施要領」を作成したので、同実施要領に沿って、関係機関と連携して安全点検及び安全対策を講じていただくようお願いします。

## 未就学児が日常的に集団で移動する経路の緊急安全点検等実施要領

### 1 実施対象

以下に掲げる対象施設において、未就学児が日常的に集団で移動する経路（必要に応じてこれに準ずる経路を含む。以下「集団移動経路等」という。）

#### ※ 対象施設

公立幼稚園、私立幼稚園、国立大学附属幼稚園、公立特別支援学校幼稚部、私立特別支援学校幼稚部、国立大学附属特別支援学校幼稚部、保育所・地域型保育事業所、認定こども園、認可外保育施設（企業主導型保育事業を含む。）、**児童発達支援（医療型を含む。）事業所**

### 2 実施主体

対象施設を所管又は担当する機関（以下「所管機関」という。）、前記1の対象施設、道路管理者、対象施設の所在地を管轄する警察署（以下「地元警察署」という。）

※ 対象施設ごとの所管機関については別表を参照。

### 3 実施期間及び報告期限

#### (1) 実施期間

**4 (1) 及び(2)については令和元年9月末までに、4 (3) アについては同年10月末までに実施する。**

#### (2) 府省に対する報告期限

4 (3) イの合同点検等の実施結果の報告については令和元年10月末までに、4 (5) の交通安全対策の実施状況の報告については令和2年1月末時点における実施状況を同年2月末までに報告する。

### 4 実施内容（別添 対象施設ごとのフローチャート図参照）

#### (1) 対象施設による危険箇所の抽出

**対象施設において、前記1の実施対象の点検を実施し、交通安全の観点から危険があると認められる箇所（以下「危険箇所」という。）を抽出して以下の3類型に分類した上で、様式1（対象施設から所管機関に対する報告）により、所管機関に報告する。**

なお、危険箇所の抽出に当たっては、地域の実情に応じ、参考「交通の方法に関する教則（抜粋）」及び「交通安全教育指針（抜粋）」を参考とされたい。

また、本年度、既に実施対象について点検を実施している場合は、その実施内容や状況に応じ、その結果をもって危険箇所の抽出に代えることができる。

## 【類型】

### ○第1類型

集団移動経路等の変更など対象施設において単独で対応できる箇所

### ○第2類型

「通学路における緊急合同点検」（「通学路の交通安全の確保の徹底について」（平成24年5月30日文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課長通知）により実施依頼したもの）において既に危険箇所として抽出されている箇所で、対策の実施が予定されている箇所

※ 上記箇所については、所管機関が市町村教育委員会等から情報を収集して対象施設に必要なに応じて提供するなどの対応を行う。その際、都道府県が所管機関である場合にあっては、市町村教育委員会等からの情報収集にあたり、必要なに応じて都道府県教育委員会等の協力を得ることも差し支えない。

### ○第3類型

第1類型及び第2類型以外の危険箇所

## (2) 合同点検の実施及び交通安全対策が必要な箇所の抽出

所管機関及び対象施設は、前記(1)で抽出した危険箇所につき、道路管理者及び地元警察署等の関係機関と共有するとともに、このうち第3類型に分類された危険箇所について、道路管理者及び地元警察署等の関係機関と連携し、合同で点検を実施する。

所管機関及び対象施設は、合同点検実施後、合同点検の結果を集約した上で、合同点検に参加した関係機関で協議の上、交通安全対策が必要な箇所（以下「対策必要箇所」という。）を抽出する。

- ※ 合同点検の実施に係る日程調整は、原則として所管機関が行うものとする。
- ※ 合同点検は、地域の実情により、所管機関及び対象施設の双方が参加できない場合は、いずれか一方が参加して実施することもできる。
- ※ 本年度、既に関係機関等が合同で点検を実施している場合には、その実施内容や状況に応じ、その結果をもって合同点検及び対策必要箇所の抽出に代えることができる。
- ※ 所管機関が都道府県である場合であって、合同点検の実施に向けた調整、合同点検の実施及び対策案の作成に当たり特に必要である場合、適宜、都道府県教育委員会や福祉部局、市町村教育委員会や福祉部局からの協力を得ることは差し支えない。

## (3) 対策案の作成・提出、合同点検等の実施結果の報告

### ア 対策案の作成・提出

所管機関及び対象施設（地域の実情に応じ、所管機関又は対象施設のいず

れか一方でも可とする。)は、前記(2)で抽出した対策必要箇所について、道路管理者及び地元警察署から技術的な助言を得つつ、対策案を作成し、要望として道路管理者及び地元警察署に提出する。

※ 対象施設のみが対策案を作成する場合には、所管機関にも併せて対策案を提出する。

#### イ 合同点検等の実施結果の報告

対象施設は、様式1により、合同点検等の実施結果を所管機関に報告する(市町村が所管機関である場合は、報告を受けた市町村は様式2(国等に対する報告)により都道府県に報告する。)

所管機関は、対象施設又は市町村から報告のあった様式1を取りまとめて様式2を作成し、対象施設を所管する府省に報告する(市町村が所管機関である場合は、報告を受けた都道府県は市町村から受領した様式2を取りまとめて様式2を作成し、府省に報告する。)

※ 国立大学法人が所管する対象施設は様式1により合同点検等の実施結果を当該法人に報告し、報告を受けた当該法人は様式2により文部科学省に報告する。

#### (4) 交通安全対策の実施

所管機関及び対象施設、道路管理者並びに地元警察署は、前記(3)の対策案を踏まえてそれぞれ交通安全対策を実施する。その際、所管機関及び対象施設は、保護者等と連携を図るとともに、道路管理者及び地元警察署の対策実施にかかる地元住民との調整に協力する。

道路管理者及び地元警察署は、交通安全対策の実施状況を所管機関へ報告する。

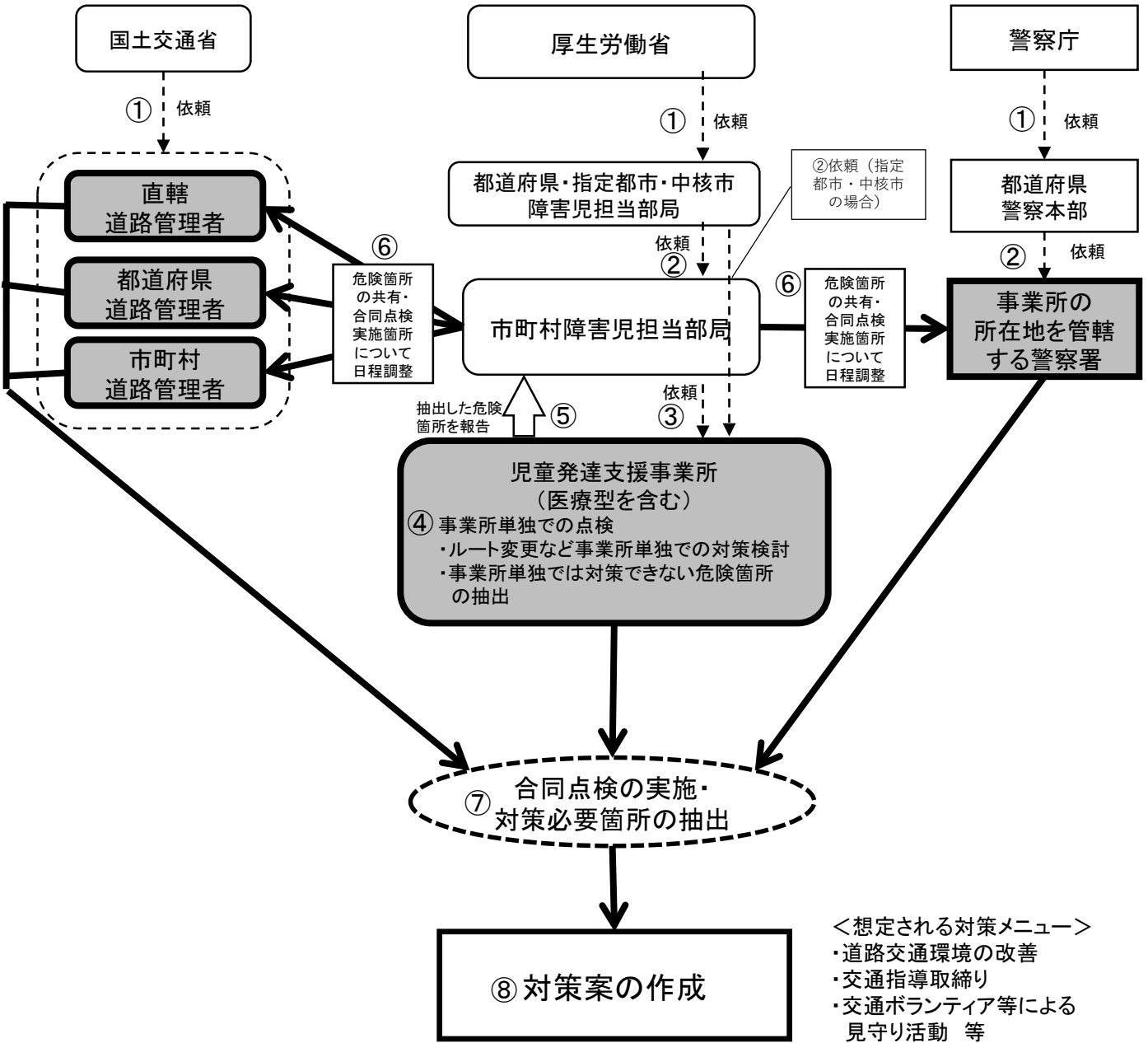
#### (5) 交通安全対策の実施状況の報告

対象施設は、様式1により、交通安全対策の実施状況を所管機関に報告する(市町村が所管機関である場合は、報告を受けた市町村は様式2により都道府県に報告する。)

所管機関は、対象施設又は市町村から報告のあった様式1を取りまとめて様式2を作成し、対象施設を所管する府省に報告する(市町村が所管機関である場合は、報告を受けた都道府県は市町村から受領した様式2を取りまとめて様式2を作成し、府省に報告する。)

※ 国立大学法人が所管する対象施設は様式1により交通安全対策の実施状況を当該法人に報告し、報告を受けた当該法人は様式2により文部科学省に報告する。

# 児童発達支援事業所用 (医療型を含む)



## ★合同点検等の実施結果の報告

